

## 流山市審議会等の会議の公開に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、市民等に対する行政の透明性を明確にすることにより、透明かつ公正な審議会等の会議の運営を期し、もって市政に対する市民等の理解を深め、開かれた市政の実現を図るため、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第23条の規定により審議会等の会議を公開する場合等の指針を定めるものである。

### 2 対象とする会議

この指針において「審議会等」とは、法律又は条例の定めるところにより設置されるもののほか、法律又は条例の規定によらず設置された懇話会等で、その設置目的及び構成員に照らして審議会等に類するものを含むものである。

### 3 公開又は非公開の決定

- (1) 流山市情報公開条例第23条第1項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。なお、多数決の結果、可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開の決定をすることができる。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、審議会等の長が選任されていない場合等には、審議会等の事務局を担当する課等の長（審議会等の設置の根拠法令等に定めがある場合は当該根拠法令等に定める者）が会議に諮り、上記(1)の決定を行うものとする。

### 4 会議開催の公表

- (1) 審議会等の会議の開催は、会議開催日の1週間前までに広報又は市ホームページ等により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 上記(1)により公表する内容は、会議名、議題、日時、

場所、担当課名その他必要な事項とする。

## 5 会議公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴は、先着順により決定する。ただし、先着順による決定が難しい場合は、抽選によることができる。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たって、会議資料を傍聴する者の閲覧に供することができる。ただし、流山市情報公開条例第7条第1号から第4号まで及び第6号の規定により不開示とすることができる情報が記載されているものを除く。
- (4) 報道関係の取材に対しては、上記(1)及び(3)を準用するが、取材に協力する等十分配慮するものとする。

## 6 傍聴者への遵守事項の明示

審議会等は、会議を公開するときは、あらかじめ傍聴者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 傍聴者は、傍聴人受付簿に、住所、氏名等を記入しなければならないこと。
- (2) 会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
- (3) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した場合は、この限りでないこと。
- (4) プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込んではないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 傍聴者が前各号に規定する事項に違反したときは、審議会等の長が注意し、なお、これに従わない時は退場を命ずることがあること。

## 7 会議録等の作成

- (1) 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、

原則として1か月以内に、会議録又は議事要旨を調製しなければならない。

(2) 会議録及び議事要旨には会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議内容等を市民等が理解できる形式としなければならない。

(3) 非公開の会議においては、会議録又は議事要旨の調整のほか、議事案件を作成しなければならない。

8 会議録等の情報公開コーナーへの配架

(1) 審議会等の全部又は一部を公開とした場合は、その公開された部分の会議録又は議事要旨を情報公開コーナーに配架しなければならない。

(2) 審議会等の全部又は一部を非公開とした場合は、その非公開とされた部分の議事案件を情報公開コーナーに配架しなければならない。

9 その他、会議の公開に関し必要な事項は、審議会等の長が定める。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年12月28日から施行する。